

輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て

平成12・03・27貿第1号輸入発表第34号 (12. 3. 31)

改正①平成12・04・18貿第1号輸入発表第1号(12. 4. 27)

- ②平成12・12・14貿第1号輸入発表第38号(12.12.27)
- ③平成13・05・22貿第1号輸入発表第16号(13. 6. 1)
- ④平成13・09・19貿第5号輸入発表第27号(13. 9. 27)
- ⑤平成15・01・28貿第3号輸入発表第29号(15. 2. 3)
- ⑥平成16・12・13貿第1号輸入発表第17号(16.12.24)
- ⑦平成17・6・24貿第7号輸入発表第14号(17. 6. 28)
- ⑧平成17・12・02貿第3号輸入発表第25号(17.12.12)
- ⑨平成18・03・16貿第2号輸入発表第39号(18. 3. 27)
- ⑩平成19・02・28貿第3号輸入発表第30号(19. 3. 6)

上記の件について、下記により輸入割当てを行うこととし、平成12年4月3日から施行します。

なお、昭和47年2月17日付け輸入発表47第130号（輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て）は、平成12年4月2日限りで廃止します。

記

1 書面申請手続 ②③⑦⑩

(1) 申請書類

- ① 輸入割当申請書 2通
 - ② 申請理由書（別紙様式のもの） 1通
 - ③ 運送業者等による当該運送事故等の存在及び貨物の実際の損傷数量を説明する書類 1通
 - ④ 運送業者等に対するクレーム請求書 1通
 - ⑤ 旧輸入割当証明書 正本及び写し各1通
 - ⑥ 旧輸入承認証 正本及び写し各1通
 - ⑦ 当該運送事故等に係る貨物のインボイス 1通
 - ⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。
- (2) 提出先

- ① 経済産業局で交付された輸入割当証明書に基づき輸入の承認を受けた貨物に係る運送事故等の場合には、関東、近畿、中部の各経済産業局（東京、横浜、神戸の通商事務所を含む。）

② ①以外の場合 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易審査課農水産室

(3) 輸入割当証明書の交付

再輸入割当貨物の輸入割当てが行われた場合には、旧輸入承認証の原本に、再輸入

貨物割当済の旨を押印のうえ返還する。

2 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続等

①②④⑤⑧⑨⑩

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、（外国法人、外国人の場合は登記簿謄本、住民票にかえて、所在の証明できる書類）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のF D (3.5inch、2HD、1.44MBフロッピーディスクのもの)

② 郵送先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用すること。

イ ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア

ロ テキストエディタ

ハ XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用すること。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

農水産室割当品目 ⑩

品目	品目コード
ぶり・さんま・貝柱及び煮干し	GF
たら	CO.

いわし	SA
たらの卵	PR
いか	CS
干しのり	SDL
無糖の味付けのり	SL
のりの調製品 (無糖の味付けのりを除く。)	LP
ばら干しのおおのり及びひとえぐさ	GL
ほたて貝	SP
あじ	HM
さば	MA
水産物	KF
すけそうだら	AP
こんぶ	ST
太平洋種にしん	PH
にしん (太平洋種にしんを除く。)	AH
干しするめ	DCS
こんぶ調製品	STP

貿易審査課割当品目 ⑥

HCF C	HCF C
臭化メチル	MB
CFC	CFC

(6) 受付窓口

当該輸入割当てを行った貿易審査課又は貿易審査課農水産室

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間 (申請データが到着した場合) は、到着確認シートが返信されます。

(8) 添付書類

① 1の(1)の②から⑦までに同じ。ただし、指定電子計算機に備えられたファイルに記録された輸入承認及び輸入割当てについては、⑤及び⑥の提出を要しない。

② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号 (電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。) の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類 (以下「原本証明書」という。)

③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書 (様式自由。規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合に限る。)

追

⑮

- ④ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口にて郵送又は提出すること。
 - ⑤ 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。
jpeg、jpg、gif、pdf、txt、htm、html、xml
 - ⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、5MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口にて郵送又は提出すること。
 - ⑦ ④及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
 - ⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
 - (9) 輸入割当て
審査の結果、当該申請を割当てた場合には、その旨、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、又は申請者本人の求めに応じ、規則別表第2で定める輸入割当証明書を交付するものとする。
- 3 提出期限
原則として当該運送事故等の発生後1年以内とする。ただしやむを得ぬ事情により1年以内に提出できない場合には、この限りでない。
 - 4 割当基準 ②
経済産業大臣は、申請書類等を審査して、原則として実際の貨物の損傷数量の再割当てを行う。ただし、当該貨物を再割当てすることが、国内における需給関係からみて、妥当でない場合等はこの限りでない。
 - 5 その他
(1) この輸入発表に基づく輸入割当ての申請は、当該運送事故等に係る旧輸入割当証明書の割当欄の表示に応じ、数量又は金額により行う。
(2) 規則別表第1又は別表第2で定める輸入割当証明書の交付を受けた場合に係る輸入承認申請は、電子申請の対象外とする。
(3) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

申請理由書 ②

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印又は署名
住 所
電話番号

平成12年輸入発表第34号に基づき運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当てについて、下記のように申請します。

記

- (1) 旧輸入割当証明書番号
 - (2) 旧輸入承認証番号
 - (3) 商品名及び数量 (金額)
 - (4) 運送事故等の内容及び理由
 - (5) 運送事故等の発生年月日
 - (6) 再輸入割当申請数量 (金額) 及び算定根拠
- (注) 用紙の大きさはA列4番とすること。